主 文

本件各上告を棄却する。

被告人Aに対し当審における未決勾留日数中一五〇日を本刑に算入する。 当審における訴訟費用は被告人等の負担とする。

理 由

被告人Bの弁護人寺迫忠三及び被告人Aの各上告趣意(後記)は、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号、、一八一条刑法二一条により主文のとおり 決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年四月一七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長谷	Ш	太一	郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	ःत	≱√l	∇	介